

筑前町指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者：住 所 福岡市博多区東比恵1丁目5番13号
商号又は名称 富士通 J a p a n 株式会社九州支社

2 指名停止の期間：令和8年9月2日～令和8年10月1日（1ヵ月）

3 事実の概要

富士通 J a p a n 株式会社の元従業員が、同社の管理する営業秘密を不正に複製し持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反（営業秘密領得）の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日付でさいたま簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けた。

4 指名停止の理由： 上記の事実は、筑前町指名停止措置要綱第3条別表第2第12号に該当する。
従って、本件については指名停止期間を1ヵ月とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2第12号に該当】

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本町契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内